

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令
の一部を改正する政令要綱

- 1 適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととする。(第2条関係)
- 2 この政令は、令和7年4月1日から施行することとする。(附則関係)